

小諸市告示第139号

小諸市消防団員応援の店実施要綱を次のように定める。

平成26年12月16日

小諸市長 柳 田 剛 彦

小諸市消防団員応援の店実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小諸市消防団員（以下「団員」という。）の確保と地域防災力の向上を目的とし、団員及びその家族に対する優遇サービスを提供する「小諸市消防団員応援の店」（以下「応援の店」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(登録申請)

第2条 団員及びその家族に対し優遇サービスを提供しようとする小諸市内の店舗等は、小諸市消防団員応援の店登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(審査及び表示証の交付)

第3条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、応援の店登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により応援の店として登録したときは、応援の店であることを示す表示証（様式第3号）を交付するものとする。

(変更の届け出)

第4条 応援の店は、登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、応援の店登録変更・廃止申請書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに表示証を返却させるものとする。

(表示証の掲示)

第5条 表示証の交付を受けた応援の店は、当該店舗の店内、店舗の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

(団員証の掲示等)

第6条 団員及びその家族は、応援の店において優遇サービスを受けようとするときは、別に定める団員であることを証明するもの（以下「団員証」という。）を掲示しなければならない。

2 団員及びその家族は、原則として他の優遇サービスと重複して受けることはでき

ない。

(禁止行為)

第7条 団員は、団員証を家族以外の他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 団員は、優遇サービスに関して「応援の店」に強要してはならない。

3 団員は、退職した場合には、速やかに団員証を団長に返却するものとする。

(公表)

第8条 市長は、応援の店の名称、所在地、優遇サービスの内容その他必要な事項について、随時、小諸市ホームページ等により公表するものとする。

2 応援の店であることを示す表示証の交付を受けた店舗は、自身のホームページ及びチラシ等に応援の店である旨を表示又は記載することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。